

件名 「赤井谷盛土行為」について対策会議を開催

1. 日時 平成21年12月1日(火) 13:30～15:30

2. 場所 4F A会議室

3. 相手 土木事務所 :

東部農林 :

熱海市 :

4. 内容

11月4日に土木事務所で開催した打合せ以降、現在までの状況について説明を行った。

土採取については申請を出させること、防災工事を行うこと、現在施工している区域の面積を報告すること等を記した文書、また、あわせて森林法に基づく伐採届けに関する文書、宅造法に関する文書を、11月17日直接先方へ出向いて渡すとともに、他の開発など個別の案件について協議を行ったことを報告した。

さらに11月27日(金)が逮捕されたことを受けて、本日の打合せが終わったら、今後について会社関係者を呼ぶつもりであることも伝えた。

以下協議事項

- ・施工区域が12,200㎡であることが判明した。東部農林は10,000㎡を超える場合には林地開発許可の申請が必要であり、既に違反行為をしていることになり、認められるものではない、との見解を示した。
- ・市が公文書で出した内容について、相手方より文書による回答を求めることが必要だ。が逮捕されたからといってそのままにはできない。取締役会など会社として対応するべきである。法人のとしての代理人は誰なのか、定款はないのか。

- ・土砂の崩落または流出により何かあったときに行政として責任を問われかねない。土砂の崩落を止めることについて、努力することが必要だ。場合によっては、代執行が必要なのではないか。
- ・市として危険性等現況を把握するため調査を行うことが必要である。また、専門家に見てもらおうことも必要ではないか。
- ・防災工事は沈砂地及びロックフィルダムにかわる土堰堤の築造を考えているとのことである。そのため、セメント系固化材を使用した施工を行うとの回答を得ている。

【今後の市の対応】

- ・早急に■■■■■に対して今後の協議を行う。
- ・防災工事に着手するまでは土の搬入はさせない。
- ・変更書類を出すまで土の搬入はさせない。
- ・防災工事を完成させ、なるべく早めに埋立（搬入）作業を終わらせたい。■■■■■との契約が22年の2月と聞いているので、それまでにはすべて終了したい。

以 上

翌日、12月2日（水）■■■■■を訪問し協議をおこなった。内容については後刻、報告の予定。

平成 21 年 12 月 2 日

東部農林事務所長 様

赤井谷の開発について
標記打合せ出席したので下記のとおり復命します。

日 時 平成 21 年 12 月 1 日 (火) 13:30~15:30

場 所 熱海市中心町 熱海市役所 4F 会議室

参加者 熱海市まちづくり課 ほか

熱海土木 ほか 8 人

東部農林 治山課

内 容

1 経緯 (市対応) 別紙のとおり

(結果)

- ・ 11 月 17 日に熱海市で小田原の に出向き、土採取条例、違法行為、森林法の伐採届けの書類不備当を文書で、指導し、11 月 30 日までに回答の確約を得た。
- ・ その後 11 月 27 日に の 氏が別件で逮捕され、会社 として機能していない状態にある。
- ・ 上記回答もなし。範囲開発範囲 1.2ha という測量図を 1 枚提出されただけであった。

(今後の対応)

- ・ 防災施設設置が最優先であるため、熱海市が土採取条例の違反と、伐採届けで当初から計画のあった、防災施設を設置するよう指導する。
- ・ 相手は、会社として存在するので定款を確認して、権利のあるものを指導するのが望ましいが、退職したが残務整理でのごっている 氏と土地を借りて実施に行為をしている の 氏に直接指導する。

(明日にも会って指導を開始する)

- ・ 口頭で指導したら、同じ内容を文書でも指導する。
- ・ 防災工事 (沈砂池、土堰堤等) ができなければ工事をとめる。(これ以上土を入れさせない)
- ・ 当初の計画が H21.2-H22.2 までだったので H22.2 月を復旧の目標とする。
- ・ 最悪のことを考えて、行政代執行、市がやる場合の調査 (見積もり) を用意したほうがいいのではないかという意見が出た。

→ 次頁へ

(森林法について)

・ 1.2ha の測量図画が出されたが、図上求積であり、信憑性にもかけ正式の文書でないため最初は伐採届の指導と、土採取条例の指導で熱海市が動く。(防災施設設置等)

12/3 熱海市 [REDACTED] よりお問い合わせあり。

8:40AM

12/2 に [REDACTED] に行って来た。広心町 [REDACTED]

12/7 から約1週間で防災工事と法面整形に着手がかかる。

[REDACTED] が 10日頃出てくる予定なので、早急に対応にかたづけたい。

[REDACTED] がいいとヤブコシいので早急に対応にかたづけたい。との事。

[REDACTED] 氏は 早急に対応可能な模様。

課 題 ・ 懸 案 事 項 調 査 書

事 項	熱海市伊豆山での宅地造成	課・支所名 治山課	
現 状	問 題 点	措 置 ・ 対 策	
<p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱海市伊豆山で [] (小田原市) が、林地開発許可をとらずに宅地造成を行っていたことが判明した 事業の中止・復旧を命じた後、正式に林地開発許可申請書を提出させ、現在それに基づき事業実施中であるが、資金繰りの悪化等により事実上中止状態となっている。 <p>2 経緯等</p> <p>H20. 4. 10 : 熱海市との現地調査により森林区域に開発が及んでいることを確認</p> <p>H20. 5. 12 : [] に対し、事業の中止及び復旧(緑化等)を文書で指導</p> <p>H20. 5. 30 : 復旧工事の完了を確認</p> <p>H20. 7. 8 : 林地開発行為を許可</p> <p>H20. 12. 24 : 現地指導 工事休止状態を確認</p> <p>H21. 1. 28 : 防災工事を早急に行うよう口頭指示</p> <p>H21. 4. 3 : 防災工事の施工を確認</p> <p>H21. 10. 23 : 開発許可期限の終了。延長申請を督促中。</p> <p>H22. 3. 10 : 休止状態が継続</p> <p>H22. 7. 15 : 造成工事の再開(通報により発覚)</p> <p>H22. 7. 22 : 現地確認 施工上の問題は無いことを確認 変更届の提出を指示(現在、未提出)</p> <p>H22. 11. 10 : 熱海市役所から [] が実質休眠状態であるとの情報提供</p> <p>H23. 3. 3 : 現在休止状態が継続中</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土砂の流出等を防止するための沈砂池等は設置されているが、中止状態が長く続くと災害の発生が危惧される状況となりがねない。 開発許可期限が H21. 10. 23 日で切れているため延長申請または休止届けを督促しているが、事務処理能力がなくなっているため、現在まだ提出されていない。 当該業者は再三指導を受けてきた [] と実質同じ業者であり、監視を怠ると違法行為を起しかねない。また、倒産した [] から資金を得ていた関係から、事業を放棄する恐れもある。 現在会社は休眠状態であり、連絡が取れない。このままの状況では、今後の進展が図られない。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法の許可者である熱海市との連携を密にして引き続き指導していく。 特に、防災面の危険が生じないように監視していく。 関連会社による無届作業が行われないよう注視していく。 H23.3 月末に東部農林事務所長名で、許可条件どおり施工するよう文書で指導する。熱海市も同様な主旨で文書指導する。 	